

# 福島県応急仮設住宅記録集

東日本大震災に係る「住まいの応急救助」

福島県土木部



## 応急仮設住宅記録集の発刊にあたって

平成23年3月11日14:46に東北地方太平洋沖地震が発生し、最大震度6強の大地震と津波により、県内の被害は死者4,134人、住宅被害は全壊が1万5,435棟、半壊が8万2,783棟に上りました。

さらに、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当県の地震災害は複合災害となり、これまでに前例のない災害対応が必要となりました。

避難者は、ピーク時に16万5千人に及び、県民が県内外に避難しました。

平成23年4月22日に福島第一原子力発電所からの距離と放射線量に応じて警戒区域等を設定、翌年4月1日以降には警戒区域及び避難指示区域について放射線量等に応じた3区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)への見直しが行われました。このため、7町村が役場機能を移転せざるをえなくなりました。このうち、双葉町役場はまだ移転先のいわき市にあります。

発災後、住まいの応急対策は、主に「応急仮設住宅」の建設と民間賃貸住宅を仮設住宅とする「借上げ住宅」の2本柱での対応となりました。

応急仮設住宅は、発災直後の3月22日に第1段を発注し、最大16,800戸を建設しました。災害協定を締結していた(一社)プレハブ建築協会だけでは、東北被災3県が希望する要請数の供給が難しくなったことにより、4月11日に県内事業者に対し応急仮設住宅建設の公募を実施し、第2段の公募も含めて約6,800戸を建設しましたが、そのほとんどが木造でした。これは国内の木造応急仮設住宅数としては最大の戸数となっています。

借上げ住宅については、県が借主となって斡旋する通常型と被災者自らが物件を探し契約する特例型があり、通常型を先行して対応しましたが、後発の特例型が借上げ住宅の多くを占め、合わせて最大25,554戸を供与しました。

これらの対応もひとえに関係者の皆様の御理解と御支援、御尽力の賜であり、深く感謝申し上げます。

現在、沿岸部を走る常磐線が震災発生から9年ぶりに全線再開されるなど、着実に復興しておりますが、いまだに県内外に約4万人の方が避難生活を継続されています。当県の応急救助は継続中ではありますが、次年度、住まいの応急救助開始から10年目を迎えることを節目とし、応急仮設住宅等の取組内容を、供与から撤去(契約解除)までの一連の経過を取りまとめて記録集としました。

東日本大震災の後も、熊本地震、平成30年7月豪雨などの災害において、多くの応急仮設住宅と借上げ住宅が提供されています。

当県でも令和元年東日本台風では新たに借上げ住宅を供与しています。この際、住まいの応急救助の主体となる借上げ住宅と応急仮設住宅の組み合わせをどうするかが求められました。今後の災害においても、災害規模等に応じてこれらをどのように組み合わせていくかが重要であり、この記録集を全国自治体等における災害への備えに役立てていただければ幸いです。

結びに、これまで御支援していただいた国や自治体、関係団体等の皆様をはじめ、貴重な用地を長きに亘り御提供いただいた地権者の方々や、建設に携わった皆様の御尽力に心から感謝申し上げます、発刊に寄せる言葉とします。

令和2年3月

福島県土木部長 猪股慶藏

# 応急仮設住宅記録集

## 目 次

はじめに

### 第1章 東日本大震災による福島県の被害状況

#### 第1節 地震・津波による被害状況

- 1.1 H23.3.11 14:46 地震発生の概要 ..... 1
- 1.2 福島県の震度分布図 ..... 1
- 1.3 津波の概要 ..... 1
- 1.4 建物被害状況 ..... 1

#### 第2節 福島第一原子力発電所事故による被害状況

- 2.1 事故発生、政府対応及び警戒区域等設定の経緯 ..... 2
- 2.2 警戒区域等における被害状況 ..... 3
- 2.3 避難状況 ..... 3

### 第2章 応急仮設住宅供給に伴う組織体制及び災害救助法適用通知

#### 第1節 組織供給体制づくり

- 1.1 災害対策本部組織体制 ..... 5
- 1.2 災害対策本部内応急仮設住宅組織体制 ..... 5
- 1.3 管理市町村との役割分担 ..... 5

#### 第2節 災害救助法適用通知

- 2.1 災害救助法関連通知 ..... 8
- 2.2 応急仮設住宅関連運用通知 ..... 9

### 第3章 福島県における応急仮設住宅の供給の経緯

#### 第1節 応急仮設住宅供給戸数等の設定

- 1.1 応急仮設住宅供給目標戸数、種別 ..... 12
- 1.2 応急仮設住宅の供給 ..... 12
- 1.3 応急仮設住宅の構造等 ..... 13
- 1.4 応急仮設住宅用地の確保 ..... 14

#### 第2節 応急仮設住宅の供給

- 2.1 配置計画基本方針 ..... 16
- 2.2 供給に係る事務手続き ..... 18
- 2.3 追加工事の対応状況 ..... 18
- 2.4 維持管理状況 ..... 19

#### 第3節 民間借上げ住宅の供給

- 3.1 民間賃貸住宅供給方式 ..... 21
- 3.2 福島県借上げ住宅に関する基本協定書 ..... 21
- 3.3 契約事務処理要領・フロー及び契約書 ..... 23
- 3.4 遡及事務処理及び再契約事務処理 ..... 30
- 3.5 借上げ住宅の住み替え及び自主避難者への借上げ住宅の提供 ..... 33

第4章	応急仮設住宅の再利用と撤去	
第1節	応急仮設住宅の再利用について	
1.1	応急仮設住宅の無償譲渡等に関する要綱	34
1.2	再利用の周知	34
1.3	無償譲渡の実施状況	35
1.4	再利用を可能とする応急仮設住宅撤去業務の入札	35
1.5	移住促進住宅提供事業の目的・流れ	37
1.6	事業実績(提供先各町村において平成30年度末現在のもの)	38
1.7	平成30年7月豪雨災害時の岡山県総社市への無償譲渡	40
第2節	応急仮設住宅の撤去業務について	
2.1	撤去業務発注方式	41
2.2	撤去業務内容	41
2.3	リース団地の撤去業務	41
2.3.1	追加業務	41
2.3.2	戻入手続き	41
2.4	撤去戸数の推移	41
第3節	復興公営住宅への再利用事例	42
第5章	応急的住宅対策の課題と対応	
第1節	これまでの課題と対応	
1.1	県議会における質問と答弁	44
1.2	仮設建築物許可申請、延長申請	46
1.3	応急仮設住宅の需要と供給のミスマッチ	46
1.4	移築	46
1.5	応急仮設住宅の生活環境改善	48
1.6	応急仮設住宅の維持管理(一斉点検、修繕)	49
1.7	応急仮設住宅における事故等事例	50
1.7.1	かみきた団地床上浸水	50
1.7.2	がんご屋強風被害	52
1.7.3	四倉町鬼越木片	54
1.7.4	好間工業団地第3火災	54
1.7.5	その他のクレーム	55
1.8	退去に係る訴訟事例	56
第2節	応急仮設住宅等の生活環境改善のための研究会	
2.1	研究会の設置	61
2.1.1	設置要綱	61
2.1.2	研究会実施状況	62
第3節	応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出と分析	
3.1	応急仮設住宅のライフサイクルコストの算出	68
3.2	応急仮設住宅のライフサイクルコストの分析・考察	68
第6章	応急的住宅対策を振り返って(担当者からの寄稿)	72
第7章	資料(応急仮設住宅写真、団地配置図等)	77

## 応急仮設住宅供給等の時系列

平成 22 年度	H23.3.11	東北地方太平洋沖地震発生 ◇市内仮設住宅供給体制を整備	◀ P5
	H23.3.12	○(社)プレハブ建築協会へ応急仮設住宅の建設を要請	◀ P12
	H23.3.14	◇応急仮設住宅供給戸数を20,000戸と想定 ○応急仮設住宅の用地確保開始	◀ P12 ◀ P14
	H23.3.16	◇建築基準法第85条第1項に基づく区域指定(仮設建築物に対する制限を緩和する区域)	
	H23.3.23	○応急仮設住宅(第1弾)着工	
	H23.3.23	○県による民間賃貸住宅の借上げ制度の運用を開始	◀ P21
平成 23 年度	H23.4.14	◇応急仮設住宅供給戸数を35,000戸と想定(15,000戸追加)	◀ P12
	H23.4.16	○応急仮設住宅(第1弾)完成	
	H23.4.21	○応急仮設住宅入居開始	
	H23.4.22	○応急仮設住宅建設事業者第一次公募12団体選定	◀ P12
	H23.4.22	○借上げ住宅の特例措置制度を創設	◀ P21
	H23.5.13	○応急仮設住宅の用地(民有地)確保、建設開始	◀ P14
H23.7.26	○応急仮設住宅建設事業者第二次公募15団体選定	◀ P12	
	H24.3.末	[建設型16,464戸/借上げ住宅25,522戸]	
平成 24 年度	H24.4	◇仮設・借上げ住宅入居期間延長措置  ○応急仮設住宅の移築を実施	◀ P46
	H25.3.6	○応急仮設住宅全戸完成	
	H25.3.末	[建設型16,800戸/借上げ住宅24,503戸]	
平成 25 年度	H26.3.末	[建設型16,800戸/借上げ住宅21,658戸]	
平成 26 年度		○使用終了した応急仮設住宅の撤去を開始	◀ P41
	H27.3.末	[建設型16,607戸/借上げ住宅17,397戸]	
平成 27 年度		○復興公営住宅へ再利用	◀ P42
	H28.3.末	[建設型15,758戸/借上げ住宅13,366戸]	
平成 28 年度	H28.4.1	○応急仮設住宅の無償譲渡制度の運用開始	◀ P34
	H29.3.末	◇檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、川俣町、川内村以外の市町村の供与期間終了	
	H29.3.末	[建設型14,604戸/借上げ住宅8,706戸]	
平成 29 年度	H29.4.1	○移住促進住宅提供事業を開始	◀ P37
	H30.3.末	◇檜葉町の供与期間終了	
	H30.3.末	[建設型11,968戸/借上げ住宅4,283戸]	
平成 30 年度	H30.8	○平成30年7月豪雨災害被災地へ無償譲渡を実施	◀ P40
	H31.3.末	◇南相馬市、川俣町、川内村の供与期間終了	
	H31.3.末	[建設型7,866戸/借上げ住宅2,330戸]	
令和 元 年度	R2.3.末	◇富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村の供与期間終了	
	R2.3.末	[建設型3,506戸/借上げ住宅1,067戸]	